



### 長野県告示第573号

平成19年12月6日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

財政課

### 長野県告示第574号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社田中泰江商店	長野県佐久市大字中込294-1	平成19年11月1日

税務課

### 長野県告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定を、次のとおり行いました。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

指定介護療養型医療施設

施設の名称	施設の所在地	指定した年月日
田中クリニック	諏訪市元町18番11号	平成19年11月1日

長寿福祉課

### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用パーソナルコンピュータ176台及び周辺機器一式

##### (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

##### (3) 借入期間

平成20年1月1日から平成24年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

##### (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

##### (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に關し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026（235）7071

#### 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月26日 午前9時15分

イ 場所 長野県庁 西庁舎304会議室

##### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年11月22日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用ページプリンタ126台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年1月1日から平成24年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026（235）7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月26日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎304会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年11月22日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達をする役務

自動車税納税通知書等印刷・データプリント業務

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

平成19年12月3日から平成20年7月14日まで

## (4) 入札方法

印刷1枚当たり、データプリント1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有すること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026（235）7051

**4 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月27日 午後2時

イ 場所 長野県庁 議会増築棟打合室4

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月21日までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、すべての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

**5 その他**

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

**税務課**

**公告**

平成20年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）の学生の第2次募集を次のとおり行います。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

**1 募集人員**

募集人員は、9人とします。

**2 試験による選考**

## (1) 出願資格

## ア 一般選抜

次のいずれかに該当する者（平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した者

(1) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者

(7) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(1) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(オ) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限りません。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(カ) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限ります。）

で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(‡) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(イ) 学校教育法第67条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(カ) 個別の入学資格審査により、(7)に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

#### イ 特別選抜

アの(7)から(カ)までのいずれかに該当する者で、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師又は看護師のいずれかの資格取得後、実務経験が5年以上あり、現在勤務している医療機関、社会福祉施設等の長から推薦を受け派遣されるもの

#### (2) 出願手続

##### ア 提出書類

(7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）

(イ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）一枚をはってください。）

(ウ) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙によります。）

(エ) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書（(1)のアの(イ)から(カ)までのいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書）

(オ) 志望の理由（本学所定の用紙によります。）

(カ) 特別選抜に出願する者は、推薦書（本学所定の用紙によります。）

##### イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、株式会社ゆうちょ銀行の普通為替により納付してください。この場合において、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局が振り出した普通為替証書（平成19年11月以降に振り出したものに限ります。）は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

##### ウ 出願方法

郵送（書留郵便）又は持参としてください。

##### エ 入学願書受付期間

平成20年1月24日（木）から1月31日（木）までとします。

なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とします。

##### オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号 399-4117）

長野県看護大学事務局

##### カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(イ) 受験票（アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。）は、試験当日必ず持参してください。

#### (3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行います。

##### イ 学力試験

(7) 一般選抜については、看護に関する専門科目、英語及び

小論文とします。

(イ) 特別選抜については、看護に関する専門科目及び小論文とします。

(ウ) 看護に関する専門科目は、志望する領域に応じ、次の表の専門科目の中から1科目を受験することとします。

領域	専門科目
看護基礎学領域	基礎看護学 看護病態機能学
達成看護学領域	成人看護学 老年看護学 精神看護学
育成看護学領域	母性看護学 小児看護学
広域看護学領域	地域看護学 看護教育学 看護管理学
健康資源開発看護学領域	疫学 在宅看護学

#### (4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
2月8日 (金)	9:30 ~ 11:00	小論文	長野県看護大学
	11:15 ~ 12:15	専門科目	
	13:15 ~ 14:15	英語	
	特別選抜 13:15 ~ 一般選抜 14:30 ~	面接	

#### (5) 合格者の発表

##### ア 日時

平成20年2月13日（水）午前10時

##### イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

#### 3 その他

(1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局（電話 0265-81-5100）に行ってください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療政策課

#### 公告

平成20年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生の第2次募集を次のとおり行います。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

##### 1 募集人員

募集人員は、2人とします。

##### 2 試験による入学者の選考

###### (1) 出願資格

次のいずれかに該当する者（平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

- ア 修士の学位を有する者  
イ 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者  
ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者  
エ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者  
オ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）  
カ 個別の入学資格審査により、アに規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

## (2) 出願手続

## ア 提出書類

- (7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）  
(4) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚をはってください。）  
(ウ) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙によります。）  
(イ) 博士前期課程（修士課程）の学業成績証明書及び修了（見込み）証明書（(1)のイからカまでのいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書）  
(ホ) 志望の理由（本学所定の用紙によります。）  
(カ) 博士前期課程（修士課程）の学位論文等

## イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、株式会社ゆうちょ銀行の普通為替により納付してください。この場合において、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局が振り出した普通為替証書（平成19年11月以降に振り出したものに限ります。）は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

## ウ 出願方法

郵送（書留郵便）又は持参としてください。

## エ 入学願書受付期間

平成20年1月24日（木）から1月31日（木）までとします。なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とします。

## オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号 399-4117）

長野県看護大学事務局

## カ 受験票の交付

- (7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。  
(イ) 受験票（アの(4)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。）は、試験当日必ず持参してください。

## (3) 入学者の選考方法

- ア 入学者の選考は、学力試験及び学業成績証明書の結果を総合して行います。

## イ 学力試験

英語及び口述試験とします。

## (4) 学力試験の実施期日及び場所

試験期日	時 間	教科等	場 所
2月8日 (金)	9:30 ~ 11:30	英 語	長野県看護大学
	13:00 ~ 16:00 (予定)	口述試験	

## (5) 合格者の発表

## ア 日時

平成20年2月13日（水）午前10時

## イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

## 3 その他

- (1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局（電話 0265-81-5100）に行ってください。  
(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療政策課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月15日

長野県知事 村 井 仁

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
一般事務用パソコンコンピュータ53台及び周辺機器一式  
(2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。  
(3) 借入期間  
平成20年1月1日から平成24年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）  
(4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。  
(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。  
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区

分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部農地整備課

電話 026 (235) 7241

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月28日（水）午前9時15分

イ 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

#### (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月22日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

### 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

農地整備課

### 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
小県郡長和町	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成18年度まで	小県郡長和町の一部	平成19年11月15日

農地整備課

### 公告

県営中野北部地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

#### 1 土地改良事業の名称

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

#### 2 工事の着手年月日

昭和62年12月1日

#### 3 工事の完了年月日

平成18年11月28日

農地整備課

### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする役務

平成19年度森林地理情報システム構築事業空間データ整備第3号業務委託

##### (2) 役務の特質

入札説明書によります。

##### (3) 履行期間

契約締結日から平成20年2月29日まで

##### (4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

##### (5) 最低制限価格

設定有り

##### (6) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

農地整備課

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者又は測量の業種で長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 長野県内に本店を有する者であること。
- (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県土木部長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 過去に国又は地方公共団体の委託を受けて、本業務と同種の業務の実績又は類似業務の実績を有する者であること。
- (7) 次のいずれかに該当する者を配置できる者であること。
  - ア 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第7条第1項の規定による情報処理技術者試験のうち、基本情報技術者試験に合格した者又はこれと同等の情報システムに関する資格を有する者
  - イ 測量士の資格を有する者

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林政策課

電話 026 (235) 7269

なお、入札説明書は、上記の場所で交付するほか、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/rinmu/rinsei/kashokai.htm>）からダウンロードすることもできます。

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札書の受領期限、提出方法及び提出先

ア 受領期限 平成19年11月30日

イ 提出方法及び提出先 入札説明書のとおり

## (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年12月4日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎404号会議室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもった入札のうち、最低の価格をもった者を落札者として決定します。

## 5 入札に当たっての留意事項

- (1) 平成19年6月25日開札の森林地理情報システム構築事業空間データ整備第1号業務、平成19年8月10日開札の森林地理情報システム構築事業技術監理業務及び平成19年8月29日開札の森林地理情報システム構築事業空間データ整備第2号業務の受託者は、この契約の相手方となることができないものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

森林政策課

## 公告

飯田準都市計画区域の指定案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

## 1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成19年12月8日（土）午前10時00分から
- (2) 場所 飯田合同庁舎 講堂（飯田市追手町2丁目678）

## 2 都市計画案の概要

- (1) 準都市計画区域の指定案

飯田市大平地区において、飯田準都市計画区域を指定するものです。

- (2) 案の閲覧

公告の日から平成19年12月7日（金）まで、下記の場所において閲覧に供します。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者  
準都市計画の指定案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間  
公告の日から平成19年11月30日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先  
長野県土木部都市計画課、長野県飯田建設事務所整備課、飯田市都市・地域計画課

(4) 公述申出書の様式  
準都市計画区域の指定案 別紙様式 1

#### 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式1)

ANSWER

公　述　申　出　書	(整理番号 )
飯田準都市計画区域の指定案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成 年 月 日	
長野県知事 村 井 仁 様	
公述申出人	
住 所 〒	
ふりがな 氏 名	
(電話 )	
<u>意見の要旨</u>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするとときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯田都市計画区域変更案及び同都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成19年11月15日

長野県知事 村井 仁

## 1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成19年12月8日(土) 午後1時00分から  
(2) 場所 飯田合同庁舎 講堂(飯田市追手町2丁目678)

## 2 都市計画案の概要

## (1) 都市計画区域変更案、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更案

飯田都市計画区域の指定を変更するとともに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

## (2) 案の閲覧

公告の日から平成19年12月7日（金）まで、下記の場所において閲覧に供します。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

## (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

## (2) 公述申出期間

公告の日から平成19年11月30日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

## (3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、長野県飯田建設事務所整備課、飯田市都市・地域計画課

## (4) 公述申出書の様式

都市計画区域変更案 別紙様式1

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更案 別紙様式2

## 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

## 5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式1)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号　　)
飯田都市計画区域変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事　村井　仁様	
公述申出人	
住　所　〒	
ふりがな 氏　名	
(電話　　　　)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考)</small> <ol style="list-style-type: none"> <li>1　意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。</li> <li>2　区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。</li> <li>3　自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</li> </ol>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。